

今治市市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付要綱

平成30年3月26日制定

今治市要綱

（目的）

第1条 この要綱は、多岐にわたる地域課題を様々な主体と協働して効果的に解決すると共に、市民活動団体が行う事業を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1） 市民活動団体 特定非営利活動法人など非営利活動を目的とする、主として今治市内で活動し、10人以上の者（その半数以上が市内に住所を有すること。）で構成し、会則を有する団体をいう。
- （2） 多様な主体 NPO法人、ボランティア団体、自治会等の地縁組織、企業、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合、行政など、地域課題の解決に対して関心と熱意を有し、地域づくりの担い手となり得る様々な主体をいう。ただし、地域課題解決型協働推進事業については専門家等の個人を含むことができる。

（補助対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業は、今治市内において実施する別表に定める事業とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

- （1） 本市の他の補助金又は国、本市以外の地方公共団体、民間団体等から補助金その他これに類するものの交付を受けて実施する事業
- （2） 営利を目的とする事業
- （3） 宗教、政治又は選挙活動にかかわる事業
- （4） 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- （5） 施設等の建設及び整備を目的とした事業
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業

2 別表に規定する本市が提示するテーマは、市長が別に定める方法により周知する。

（補助対象者）

第4条 補助金交付の対象となる者は、新たな公的サービスの担い手又は政策提言者としてまちづくり事業に中長期的に取り組む市民活動団体とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) この要綱に基づく補助を別表に定める各事業の上限回数まで受けたことがあるもの
- (2) この要綱に基づく補助金の申請をしようとする年度に今治市市民が共におこすまちづくり事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受ける者
(補助対象経費)

第5条 補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために直接必要とする経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する経費は対象外とする。

- (1) 団体の管理運営経費
- (2) 団体構成員に対する謝金等
- (3) 商品券、駐車券その他の金券、記念品、賞品等購入及び賞金に要する経費
- (4) 飲食等を目的とする経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める補助対象事業の区分に応じ、それぞれの区分ごとに定められた限度額及び補助率の範囲内とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(選考)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める募集期間内に、市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付要望書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、1の市民活動団体は、1の事業についてのみ要望書を提出できるものとする。

- (1) 市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金事業内容調査書（別記様式第2号）
- (2) 概算予算書（別記様式第3号）
- (3) 助成団体調書
- (4) 会員名簿
- (5) 団体の規約
- (6) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の募集期間終了後に、別に設置する今治市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）に応募があった要望のうちから補助金の交付を行うべきものの選考を依頼する。

3 委員会は、補助金の交付を行うべき要望を選考したときは、遅滞なく市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の審査の結果を尊重し、補助の対象とする要望を決定するとともに、補助金額を内定し、当該要望を行なった市民活動団体に通知する。

5 前項の通知を受けた市民活動団体のうち、補助金の申請を行わない団体は、同項の内定を受け取った日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（交付の申請）

第8条 前条の規定により内示を受けた市民活動団体は、補助金の交付を受けようとするときは、市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付申請書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書（別記様式第5号）

（2） 事業予算書（別記様式第6号）

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の補助金交付申請書を提出するにあたって、消費税納入義務のある市民活動団体は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査の上補助金の交付の可否を決定し、交付を決定した場合は、市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により当該申請者に通知することとする。

（補助事業の変更承認申請）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業について補助金の増減を伴う経費の変更をしようとするときは、あらかじめ市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金変更承認申請書（別記様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、審査のうえ変更の承認の適否を決定し、決定した内容を市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付決定変更承認通知書（別記様式第9号）又は市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付決定変更不

承認通知書（別記様式第10号）により、補助事業者に通知する。

（補助事業の中止及び廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）中止（廃止）届出書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。この場合において、第14条の規定に基づく概算払により既に補助金の交付を受けている場合は、当該補助金を市長に返還しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）実績報告書（別記様式第12号）に事業決算書（別記様式第13号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 第8条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、実績報告をするにあたって、同項ただし書に該当した当該補助金に係る仕入れに係る消費税額等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）補助金に係る仕入に係る消費税等相当額集計表（別記様式第14号）により市長に報告しなければならない。

3 第8条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第13条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金に係る仕入に係る消費税相当額報告書（別記様式第15号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助事業者からの市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金請求書（別記様式第16号）に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、前項の様式に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者は、概算払を受けた補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金の交付を受けているときは、その超える額を返還することにより精算しなければならない。

(指導監査)

第16条 市長は、補助事業の実施に関し必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日今治市要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

別表（第3条・第4条・第6条関係）

区 分	補助金の 限度額	補 助 率	補助回数	事 業 内 容
テーマ型協働推進 事業	100 万円	補助対象経費の 70%以内	2 回まで	本市が提示するテーマに基づき、市民活動団体が多様な主体と協働して、より効果を得られるように行う事業
地域課題解決型協 働推進事業	100 万円	補助対象経費の 70%以内	2 回まで	今治市の多岐にわたる地域課題に対し、課題解決へのロールモデルとなるように、多様な主体や専門家等の個人との協働により、それぞれの特性を活かして効果的に取り組む事業

備考 多様な主体とは、第2条第2号で定められた主体とし、各事業とも個人を除く1つ以上の主体と協働するものとする。

別記様式第1号（第7条関係）

市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付要望書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 団 体 名
所 在 地
代表者職氏名

今治市市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付要綱第7条の規定により、次の事業を実施したいので、補助金の交付を要望します。

- 1 事業の名称
- 2 事業の内容 別記様式第2号のとおり
- 3 概算予算書 別記様式第3号のとおり
- 4 総事業費 円
- 5 交付を受けようとする補助金額 円
- 6 添付書類 (1) 助成団体調書（別紙1）
(2) 会員名簿（別紙2）
(3) 団体の規約

別記様式第2号（第7条関係）

市民が共にこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金事業内容調査書

No	
----	--

団 体 名		
代表者住所 職氏名		〒 電話番号No.
	会 員 数	
事業計画	1 事業名	
	2 事業の区分	・テーマ型協働推進事業 ・地域課題解決型協働推進事業
	3 実施期間	
	4 実施場所	
	5 事業目的	
	6 事業内容	
	7 協働の相手方※	① ② ③
	8 協働の必要性	
	9 事業効果	
	10 事業費	総事業費 交付を受けようとする補助金額

※相手方は3団体までとし、地域課題解決型協働推進事業のみ個人を含むことができる。

個人の場合は氏名に加え職・技能等について併記すること。

別記様式第3号（第7条関係）

概 算 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	補助対象	補助対象外	合 計	摘 要
補 助 金				今治市市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金
本 会 負 担 金				
参 加 者 負 担 金				
広 告 等 収 入				
その他収入・利子				
合 計				

補助対象経費のうち、補助金額が7割以下となるように留意すること。

2 支出の部

（単位：円）

区 分	補助対象	補助対象外	合 計	摘 要
報 償 費	ボランティア報償費			
	講師等謝礼金			
	小 計			
旅 費				
需 用 費	消 耗 品 費			
	燃料費及び光熱水費			
	印 刷 製 本 費			
	賄 材 料 費			
	小 計			
食 糧 費				
役 務 費	通信運搬費			
	保 険 料			
	手 数 料			
	筆耕翻訳料			
	小 計			
委 託 費				
使用料及び賃借料	コピー機等使用料			
	会場使用料			
	機材等賃借料			
	小 計			
原 材 料 費				
備品購入費				
その他支出				
合 計				

（単位1万円以上のものについては見積書を添付してください。）

別記様式第4号（第8条関係）

市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 団 体 名
所 在 地
代表者職氏名

次のとおり事業を実施したいので、今治市市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事 業 名	
2 実 施 期 間	
3 総 事 業 費	円
4 補 助 金 額	円
5 添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 事業予算書

事業計画書

1 事業の名称	
2 事業の区分	・テーマ型協働推進事業 ・地域課題解決型協働推進事業
3 事業実施時期	
4 実施場所	
5 事業の目的	
6 事業の内容	
7 協働の相手方※	① ② ③
8 協働の必要性	
9 事業の効果	
10 事業費	円
11 その他	

※相手方は3団体までとし、地域課題解決型協働推進事業のみ個人を含むことができる。
個人の場合は氏名に加え職・技能等について併記すること。

事業予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	補助対象	補助対象外	合 計	摘 要
補助金				今治市市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金
本会負担金				
参加者負担金				
広告等収入				
その他収入・利子				
合 計				

補助対象経費のうち、補助金額が7割以下となるように留意すること。

2 支出の部

(単位：円)

区 分	補助対象	補助対象外	合 計	摘 要
報 償 費	ボランティア報償費			
	講師等謝礼金			
	小 計			
旅 費				
需 用 費	消 耗 品 費			
	燃料費及び光熱水費			
	印刷製本費			
	賄 材 料 費			
	小 計			
食 糧 費				
役 務 費	通信運搬費			
	保 險 料			
	手 数 料			
	筆耕翻訳料			
	小 計			
委 託 料				
使 用 料 及 び 賃 借 料	コピー機等使用料			
	会場使用料			
	機材等賃借料			
	小 計			
原 材 料 費				
備品購入費				
その他支出				
合 計				

(単位1万円以上のものについては見積書を添付してください。)

年 月 日

市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金変更承認申請書

（宛先）今治市長

所在地
団体等名
代表者

年 月 日付け今治市指令記号第 号で交付決定通知のあった補助事業を次のとおり変更したいので、今治市補助金交付規則第10条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

（経費の内訳） 別紙事業収支予算変更書のとおり

2 変更の理由

3 変更による交付希望補助金額 金 _____ 円

別記様式第9号（第10条関係）

今治市指令記号第 号

年 月 日

市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付決定変更承認通知書

所在地

団体等名

代表者 様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、次のとおり承認したので
通知します。

1 承認の内容

別記様式第10号（第10条関係）

今治市指令記号第 号

年 月 日

市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付決定変更不承認通知書

所在地

団体等名

代表者 様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、承認しないこととします。

1 不承認の理由

別記様式第11号（第11条関係）

市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）中止（廃止）届出書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 団 体 名
所 在 地
代表者職氏名

このたび、都合により補助事業を中止（廃止）したいので、今治市市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付要綱第11条の規定により、届出書を提出します。なお、概算払を受けた補助金については返納します。

1 事業名	
2 事業中止（廃止）の理由	
3 交付済補助金額	円

別記様式第12号（第12条関係）

市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）実績報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 団 体 名
所 在 地
代表者職氏名

年 月 日付け記号第 号に係る事業が完了したので、今治市市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり報告します。

1	事 業 名	
2	事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
3	補助金交付決定を受けた額	円
4	事 業 の 内 容	
5	事 業 を 実 施 し て の 効 果	
6	事 業 を 実 施 し て の 問 題 点	
7	問 題 点 に 対 す る 解 決 策	
8	次 年 度 以 降 の 取 組 ・ 計 画 書 概 要 書	
9	添 付 書 類	① 事業決算書 ② 事業実施状況資料 (実施状況写真、パンフレット、チラシ、ポスター、その他)

事業決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額			決 算 額			摘 要
	補助対象	補助対象外	合計	補助対象	補助対象外	合計	
補 助 金							今治市市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金
本 会 負 担 金							
参加者負担金							
広 告 等 収 入							
その他収入・利子							
合 計							

補助対象経費のうち、補助金額が7割以下となるように留意すること。

2 支出の部

(単位：円)

区 分		予 算 額			決 算 額			摘 要
		補助対象	補助対象外	合計	補助対象	補助対象外	合計	
報 償 費	ボランティア報償費							
	講師等謝礼金							
	小 計							
旅 費								
需 用 費	消 耗 品 費							
	燃料費及び光熱水費							
	印 刷 製 本 費							
	賄 材 料 費							
	小 計							
食 糧 費								
役 務 費	通信運搬費							
	保 険 料							
	手 数 料							
	筆耕翻訳料							
	小 計							
委 託 料								
使用料及び賃借料	コピー機等使用料							
	会場使用料							
	機材等賃借料							
	小 計							
原 材 料 費								
備品購入費								
その他支出								
合 計								

(領収書等を添付してください。)

別記様式第14号（第12条関係）

年度市民が共におこすまちづくり事業
（協働推進事業）補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

（単位：円）

事業主体名	仕入れに係る消費税額と 当該金額に地方消費税率 を乗じて得た金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入れに係る 消費税等相当額 (A×B)	備 考

- （注） 1 補助金交付要綱第8条第2項及び第12条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合に記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者職氏名 _____

年度市民が共におこすまちづくり事業
（協働推進事業）補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業について、今治市市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費交付要綱第12条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第7条の補助金額の確定額
（平成 年 月 日付け今治市指令 第 号による額の確定通知額）
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

（注）内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 団 体 名
所 在 地
代表者職氏名

年 月 日付け記号第 号で、補助金の交付決定の通知があった今治市市民が共におこすまちづくり事業（協働推進事業）費補助金について、今治市市民が共におこすまちづくり事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

壱金 円也

ただし、 年度今治市市民が共におこすまちづくり事業費補助金として

補助決定額.....円也
今回請求額.....円也
残 額.....円也

担当者	
職（担当）	氏名
電話番号	

(別紙 1)

助 成 団 体 調 書

1	団 体 名										
2	代 表 者	(住所) (氏名)					電話番号 F a x				
3	連 絡 先	(住所) (氏名)					電話番号 F a x				
4	(1) 目 的										
	(2) 会 員 数	名									
	(3) 会 費 徴 収	無・有		入会金 () 円 年会費 () 円							
	(4) 上部団体・連合 体などの有無	無 有	(住所) (名称)				負担金納付金の有無 年額 () 円 月額 () 円				
	(5) ほかの制度から の 補 助	無 有	相手先団体名 制 度 名 () 円								
	(6) 年 間 事 業										
5	団 体 口 座 ※通帳の表紙及び表紙 を開いた1ページ目の 写しを添付すること。	銀行 金庫 農協			本店 (所) 支店 (所) 出張所						
		口 座 種 別	1 普通 2 当座	口 座 番 号							
		口 座 名 義 人									

(別紙 2)

会 員 名 簿

No. _____

	氏 名	住 所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			